

# 横浜市障害者自立生活アシスタント事業からみた 高次脳機能障害者の地域生活と支援課題

NPO法人高次脳機能障害友の会ナナ クラブハウスすてっぷなな  
自立生活アシスタント・作業療法士 青木 明子



### すてっぷななの主な取り組み

#### 🐾 高次脳機能障害のある人の自立への支援

- 退院後の生活への復帰に対する支援
- 次のステップ(就職や復学等)への支援

#### 🐾 高次脳機能障害の理解者を増やすための啓発活動

- 地域活動の参加、講演・研修の講師など



### 利用について

ご利用につきましては、直接ご相談ください。  
 または、お住まいの区の福祉保健センターや  
 横浜市高次脳機能障害支援センターにご相談下さい。

#### ● 利用可能条件

- ▶ 横浜市在住
- ▶ 「高次脳機能障害」の診断  
※障害支援区分は必要ありません

## すてっぷななの2つの支援事業

### 地域活動支援センター事業

2004年4月開始  
 利用定員 15名

「今後働きたい」という希望のある高次脳機能障害のある方を対象にしています。  
 すてっぷななで行う様々な作業活動のなかで、自分の得意なこと・苦手なことに気づき、  
 どのようにすればうまく対応できるようになるのかを一緒に考えていきます。



### 自立生活アシスタント事業

2010年4月から開始  
 横浜市単独事業

高次脳機能障害を持つ方に起きる、生活上の様々な困りごとについて、自立生活アシスタントが具体的な生活場面(自宅だけではなく、区役所や銀行、病院など必要な場所)で助言などを行います。  
 また、できることを増やすため、生活場面での環境設定や関係機関との調整も行います。

#### 例えばこんな困りごと

- どうやったら生活費をうまく使えるようになるのかな?
- バスを使って通所するけど、どのバスに乗ったらいいのかわからない
- やらなければならないことが多く、何から手を付けていいのかわらなくなってしまう
- 予約を忘れてしまって、定期受診が難しい
- バランスのよい食事が何? ついつい同じものばかり食べてしまう
- 部屋の整理整頓が難しく物をなくしてしまう
- 相談が苦手...どこに相談すればいいのだろう



# 横浜市障害者自立生活アシスタント

- 2001年より始まった横浜市単独事業。単身等で生活する障害者が地域生活を継続するために、具体的な生活場面に支援員が入り、障害特性を踏まえ助言を主に支援（アウトリーチ支援）を行う。
- 自立生活援助のモデル事業となった。
- 原則的に本人の利用登録が必要であり、支援計画に基づき支援を行う。例外的に、緊急時や本人の困り感がない場合に、登録前でも一時的に支援に入ることも可能。

## <支援内容>

### 日常生活全般における支援

- 衣食住に関する支援
- 健康管理に関する支援
- 消費生活に関する支援
- 余暇活動に関する支援

### コミュニケーション支援

- 対人関係の調整
- 職場・通所先との連絡調整



# 支援対象者

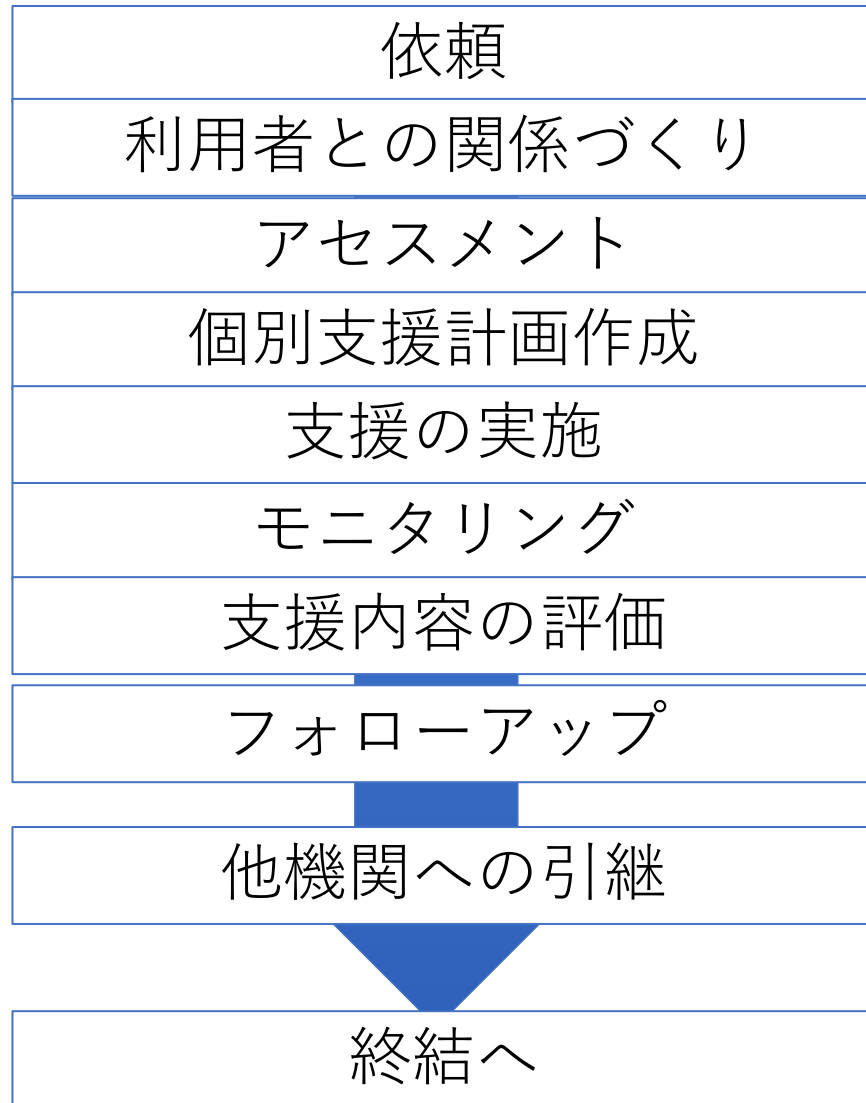
- 単身者
- 同居家族の障害，高齢化，長期にわたる病気等で日常生活の支援を受けられない者
- 家族と同居又はグループホームに入居しているが，自立生活アシスタントの支援を利用しながら，単身生活等への移行を希望する者

## 利用相談元と依頼タイミング



- 退院・退所して一人暮らしを始める時
- 入院時・入所時にはわからなかった問題・課題が明らかになった時
- 家族の高齢化・障害により，支援が得られにくい時

# 支援の基本的な流れ



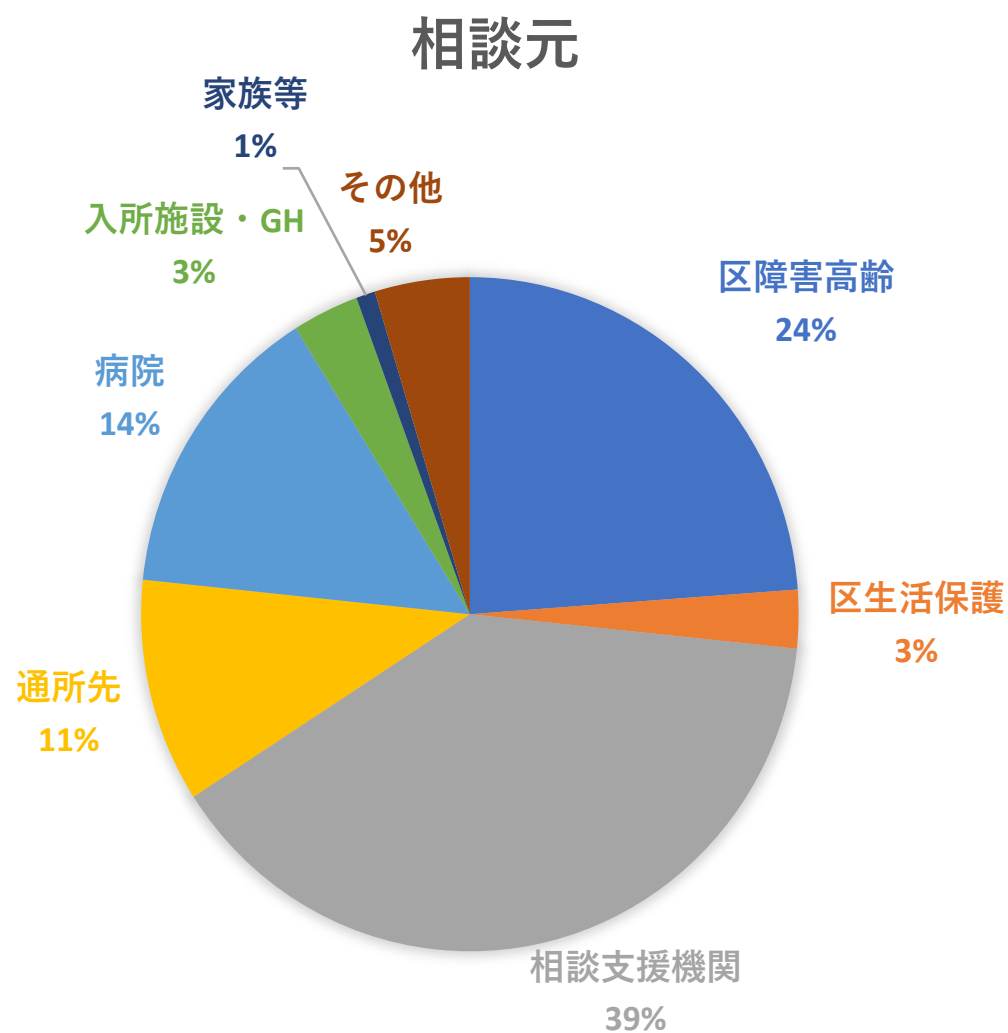
本人との利用登録となる（利用登録に本人の同意が得られない場合にも相談中として柔軟な対応をするときもあり）

一人ずつの目標に向けた支援計画を一緒に立て、関係機関と連携して支援を行う

支援の終結があり「見守り支援」ではない

	自立生活アシスタント事業	自立生活援助
開始	2001年度（高次脳機能障害者対象2010年度～）	2018年度
事業	横浜市単独事業（地域生活支援事業） ※手帳の有無は問わない	障害者総合支援法の障害福祉サービス 利用には区分は不要，調査・支給決定は必要
対象者	知的障害者，精神障害者，発達障害者，高次脳機能障害者で，単身者や同居家族の障害や高齢化で生活支援を受けられない者，家族同居やGHなどに入居しこれから単身生活等をへの移行を希望する者	施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で理解力や生活力等に不安がある者，現に一人暮らしをして自立生活援助の支援が必要な者，障害・疾病等の家族と同居しているが必要な支援を受けられていない者
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者手帳や障害福祉サービスの区分がなくても利用可能</li> <li>・ 1.訪問・電話等による相談・助言（衣食住・健康管理・消費生活・余暇活動の支援など），2.コミュニケーション支援（対人関係調整・関係機関との連絡調整の支援など）とされている。この事業の特徴としては，支援の頻度や一回の支援時間，方法（訪問，同行，電話等）についても各利用者の状況・状態に合わせた支援を行うことが挙げられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的に利用者の居宅を訪問し，必要な情報の提供及び助言並びに相談，関係機関等との連絡調整等，自立した日常生活を営むために必要な援助</li> <li>・ 利用者の相談・要請があった際には，訪問，電話，メール等による随時の対応も行う</li> <li>・ 1.衣食住，2.健康管理，3.消費生活，4.地域住民との状況確認，5.関係機関との連絡調整</li> <li>・ 月2回以上の訪問が必須であり同行や電話のみでは報酬の算定ができない</li> </ul>
支援期間	支援期間の定めはなく，終結も基本的には利用者の死亡や入院等以外では，利用者と共に決めていく	1年の標準利用期間が設定されており，延長には審査会の承認を得る必要がある（令和3年度報酬改定により，複数回の更新も可能となる）
利用負担	なし	原則1割

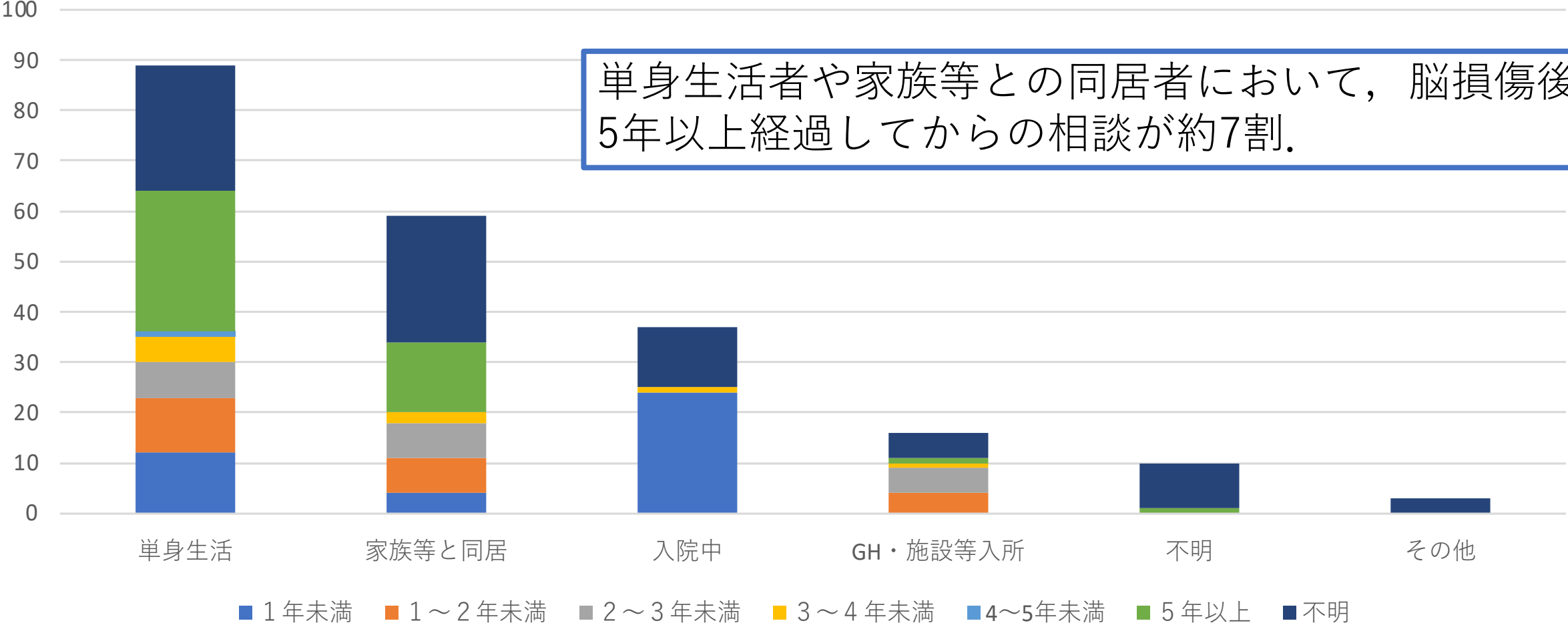
# すてっぷななへの利用相談について (2010年度～2020年度)



基本属性			
項目		N	%
年齢	20歳代	9	4%
	30歳代	24	11%
	40歳代	49	23%
	50歳代	68	32%
	60歳代	42	20%
	70歳代	1	0%
	不明	21	10%
	診断名	脳梗塞・脳出血	106
脳外傷		51	24%
くも膜下出血		20	9%
脳腫瘍		9	4%
その他		14	7%
不明		15	7%
生活形態		単身生活	89
	家族等と同居	59	28%
	入院中	37	17%
	グループホーム施設等	16	7%
	不明	10	5%
	その他	3	1%

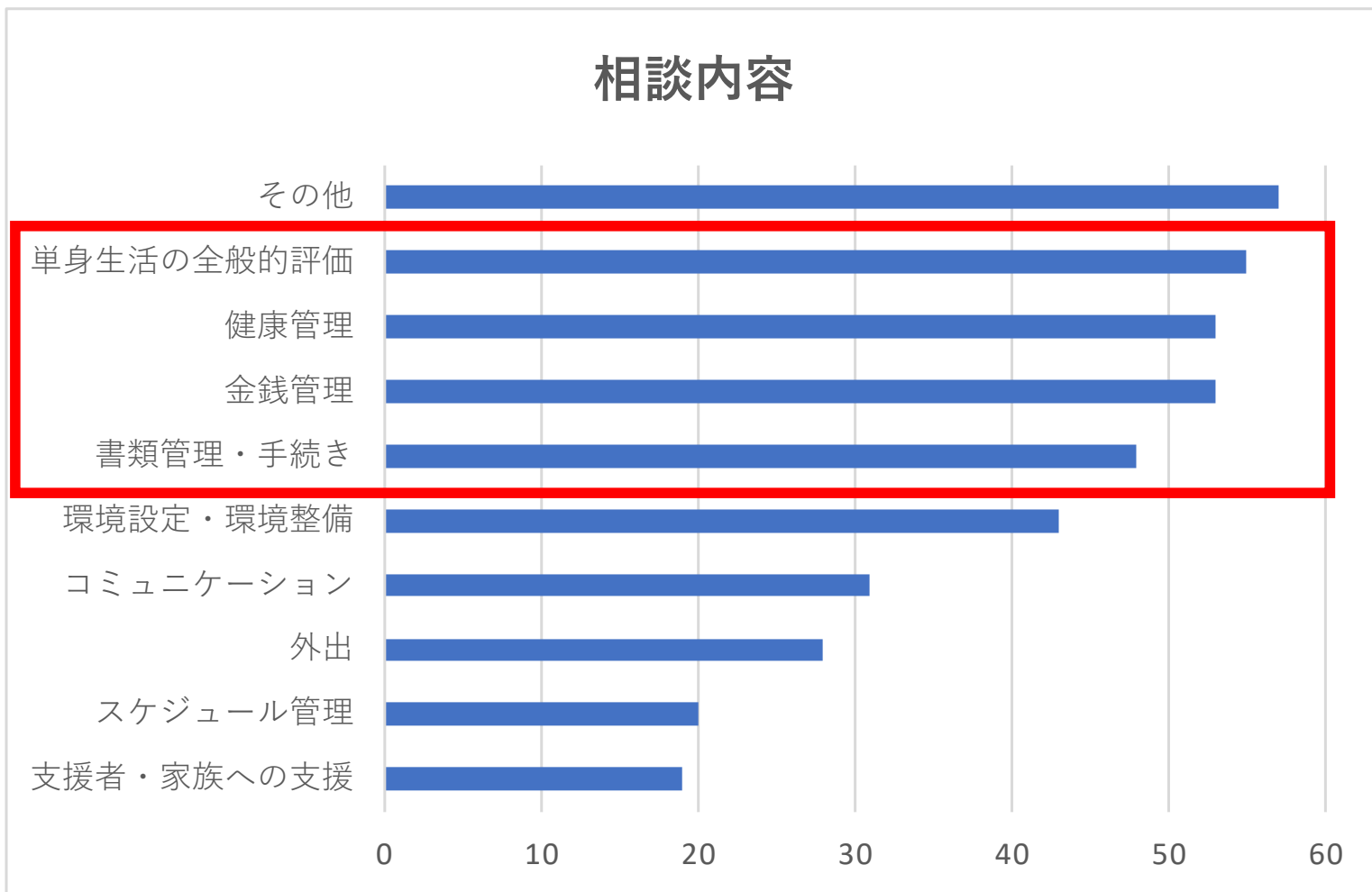
# 脳損傷から相談までの期間と生活形態

単身生活者や家族等との同居者において、脳損傷後5年以上経過してからの相談が約7割。





## 相談内容



### <その他内容>

- 子育て支援
- 見守り・永続的支援（緊急時対応依頼）
- 本人の相談先の依頼
- 通所以外の社会参加支援
- 他サービス利用までのつなぎ（同様のサービスの依頼）
- 集団生活等についての評価と支援
- 身体障害に関わる相談
- 「高次脳機能障害だから」など相談内容が具体的ではないもの

- 外出：公共交通機関利用，通院・通所・通勤を含む
- 書類管理・手続き：年金申請・更新手続き，障害者手帳申請・更新手続き等含む
- 健康管理：内科疾患管理，服薬管理を含む

# 相談の時期・相談者・内容から見えた課題

## 相談時期

- 脳損傷後5年以上経過後の相談者が多かった。
- 単身生活者や家族等同居者の相談が約7割を占めた。



- 高次脳機能障害者が地域生活を送る中で課題が明らかになる。
- 特に、単身生活者や単身生活予定者について、生活課題の把握がされにくい可能性もあり、相談に至るまで時間がかかる。

## 相談元

- すべて支援者からの相談であった。
- 相談者の2.5割は行政担当者であり、生活保護担当からの相談もみられた。



- 当事者が自ら相談できない状態にあることや、生活課題を自覚できない可能性がある。
- 医療や行政の障害担当だけでなく、その他セーフティネットといわれる分野にも支援の必要な人の存在が考えられる。

## 相談内容

- 健康管理、金銭管理、書類手続、単身生活全般的な評価の依頼が多い。
- 永続的な見守り支援などの将来の漠然とした不安に対する相談などもあった。



- 金銭管理などアセスメントを含め、障害特性に合わせた支援に対応できる既存サービスが未だ少ない。
- 高次脳機能障害に関する相談先が未だ社会で十分に把握されておらず、必要な人に届いていない可能性がある。

# 生活課題に関する認識の差

今までの当事業所への相談は、すべて当事者以外の支援者からのものであり、当事者の感じる生活のしづらさと異なることも少なくない。そのため、相談者と当事者の課題の認識が異なる場合、即座に支援に入ることは難しい。

支援には、生活場面に直接入り、本人が認識・言語化していない生活のしづらさを明らかにしていくことが求められる。

金銭管理のできていること・できていないことの整理が必要。  
本人は自分での管理ができていると感じているため、即座に支援目標を掲げて介入することは難しい。

本人

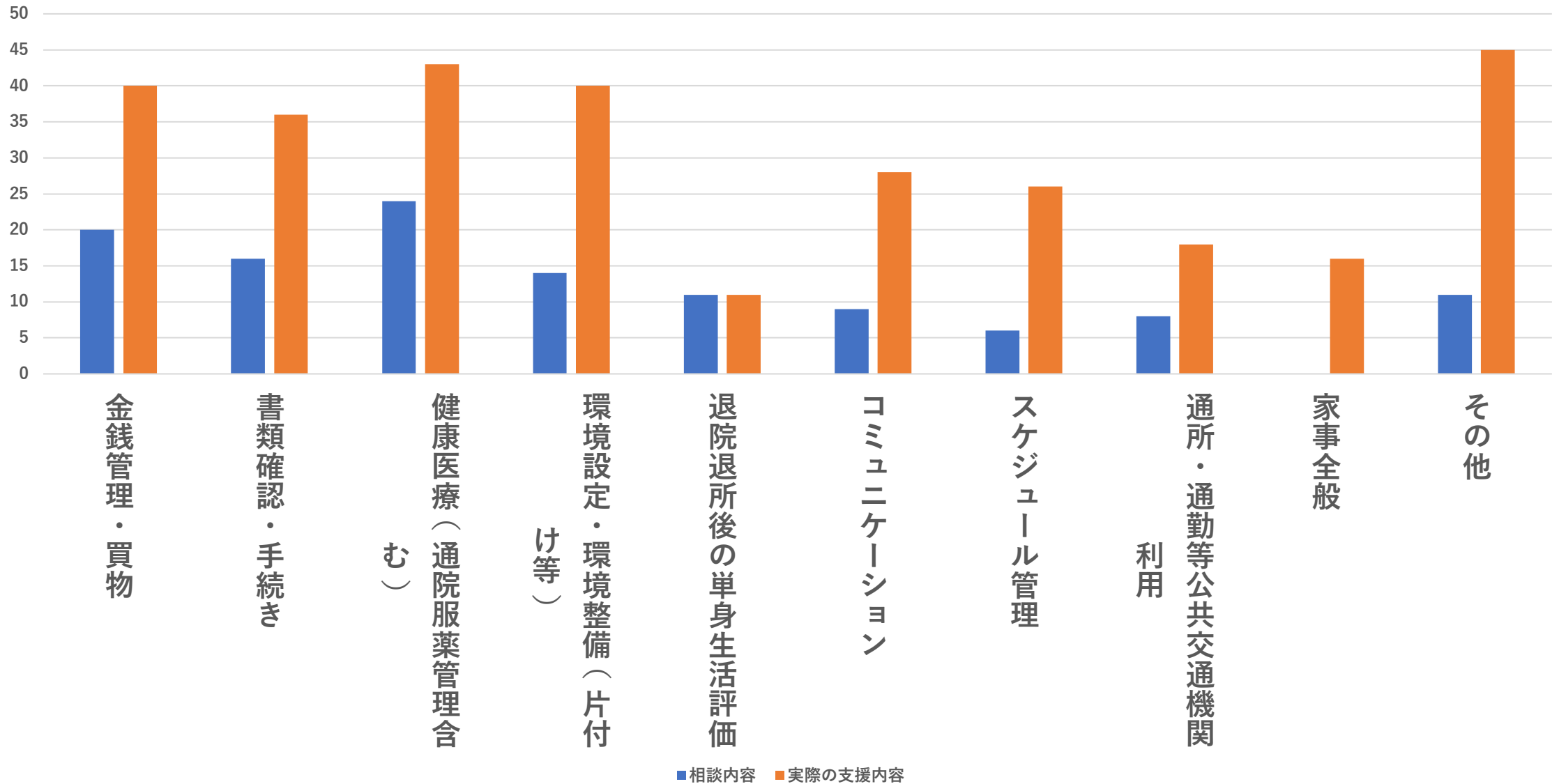
特に困ったことはないです。  
うまくお金のやりくりもしています。

アシスタント

相談者

病気の前から金銭管理はできないので難しい。社協の権利擁護事業に繋げるしかないが、本人が納得しない。

## 相談内容と実際の支援内容



※2010年度～2021年度にすてっぷなな自立生活アシスタント利用をし、終結した者について

# 支援の終結について

## ■支援期間は、平均2～2.5年.

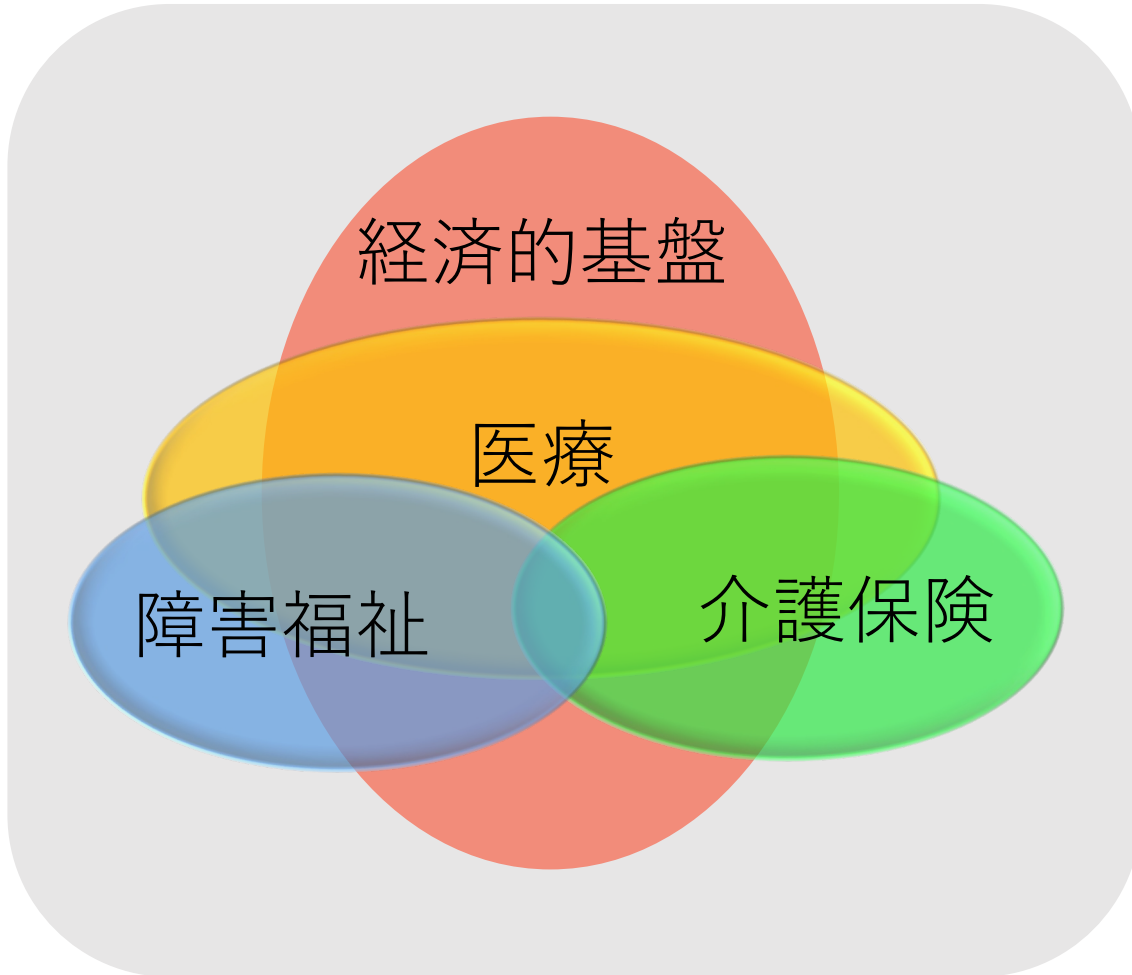
- 自立生活援助の標準支援期間である1年で終了することが難しいケースが多い.
- 相談当初には課題とされていなかったが、実際の生活場面で課題が明らかになることや、ライフサイクルで生じる課題が生じることもあり、柔軟な対応を支援者は求められる.

## ■終結に向けて気をつけていること

本人がアシスタント以外に相談ができる支援体制をつくること

- 支援者へつなげる
- 本人自身が相談しやすい方法を本人および支援者で共有する

# 今後の支援体制の充実に向けて



経済的基盤があり，医療や障害福祉，介護保険の利用が可能な人（図の重なりが多い人）は，支援者が多くなり当事者の生活課題を把握する機会が多くなる。

一方で，利用できるサービスが少ない人や経済的基盤が不安定な人については，必要な支援に繋がらず，生活のしづらさを抱えたままの状態に陥る可能性がある。

今後医療，介護保険・障害福祉以外の機関との枠を超えた連携や，相談方法の選択肢を増やすことも今後検討が必要